タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社アイビーエスリムジン（法人番号9010001181912） 代表者東田重勇	東京都港区芝大門2丁目9－15	ニセコ営業所	北海道虻田郡倶知安町字高砂222－22	R5.9.26	輸送施設の使用停止（210日車）及び文書警告	道路運送法（以下「法」）第9条の3第1項、法第15条第1項、法第27条第3項、法第30条第2項、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」）第3条、タク特法第16条第1項	令和5年3月14日、事業規模拡大を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。（1）運賃料金認可、運賃料金変更認可義務違反（道路運送法（以下「法」）第9条の3第1項）、（2）事業計画の変更認可義務違反（法第15条第1項）、（3）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第5項）、（4）点	21	21
2	ウィズユー観光株式会社（法人番号7430001037248）代表者林奕峰	北海道北広島市新富町西3丁目1－3	本社営業所	北海道北広島市新富町西3丁目1－3	R5.9.26	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	道道路運送法第27条第3項	令和5年4月13日、新規許可等を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）指導要領制定義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第40条第1項）、（2）12月点検整備の実施義務違反（運輸規則第45条第1号）	2	2
	以下余白									